3.1　朝鮮独立運動 100 年
朝鮮半島とのつながり方を変えよう！
キャンペーン

山本みはぎ

はじめに

吾等はここに朝鮮が独立国であること、朝鮮人が自主の民であることを宣言する。

これを世界万邦に告げて、人類平等の大義を克(よ)く明らかにし、これを子孫万代に誥(つ)げて、民族自存の正しい権利を永く保有せしめるのである。

半万年(五千年)の歴史の権威によってこれを宣言するものであり、二千万民衆の誠忠(まごころ)を合わせてこれを普(あまね)く明らかにするものであり、民族の永久に変わらない自由発展のために、これを主張するものであり、人類の良心の発露に基づく世界改造の大気運に順応し、共に進むために、これを提起するものであるから、これは天の明らかな意思であり、時代の大勢であり、全人類共存共生権の正当な発動であって、天下の何者であれ、これを阻止抑制することはできないのである。(中略)

公約三章

一、今日の吾らのこの挙は、正義、人道、生存、尊栄のための民族的要求であるから、ひとえに自由の精神を発揮するもので、決して排他的感情に走ってはならない。

一、最後の一人まで、最後の一刻まで、民族の正当な意思を快く発表せよ。

一、一切の行動は最高に秩序を尊重し、吾らの主張と態度をどこまで光明正大にせよ。

これは、3.1 独立運動の宣言文の冒頭と最後に書かれている公約である。100 年前の 1919 年 3 月 1 日、ソウルのパゴダ公園(現タプコル公園)に、数千人の市民や学生が集まり、「独立万歳」を叫び、市内をデモ行進し、この動きは全国に波及し約 200 万人の人々が立ち上がったと言われている。今年は、この3・1独立運動から 100 年になる。

大日本帝国は、朝鮮に対し 1875 年の江華島事件を契機に、日清戦争、日露戦争を経て、1910 年、軍による威嚇をして韓国併合条約を締結させ、朝鮮を植民地とし、過酷な植民地支配を行った。3.1 独立運動は、第 1 次世界大戦後、ウイルソン大統領によって出された「民族自決の原則」などに影響され、朝鮮の民族自決・独立を訴える歴史的な運動だった。

韓国憲法の全文には「悠久な歴史と伝統に輝く我々大韓国民は 3・1 運動で成立した大韓民国臨時政府の法統と、不義に抗拒した 4・19 民主理念を継承し・・・」とあり、3.1 独立運動の精神が継承されている。その精神は、一昨年、1700 万人が参加した朴槿恵退陣のローソクデモにも引き継がれ、昨年の朝鮮半島の南北首脳会談や歴史的な米朝首脳会談を実現させたと言える。

翻って、日本はどうか。

2018 年 4 月 27 日の南北首脳会談とそこで合意された「板門店宣言」に対し、日本の外務省は「北朝鮮が、関連安保理決議の規定に則り、生物及び化学兵器を含む全ての大量破壊兵器並びにあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法による廃棄に向け、具体的な行動をとることを我が国として強く期待する」と、板門店宣言の意義を矮小化する声明をだしている。

昨年 10 月の韓国大法院の元徴用工への損害賠償を命じた判決に対する日本政府、マスコミなどの反応をみても、日本政府はもとより、マスコミも含め、植民地支配や戦後の日韓・日朝関係を顧みない言説が蔓延している。

元徴用工判決に対して、河野外務大臣は韓国の駐日大使を呼び、「日韓の友好関係の法的基盤を覆すものだ」と抗議。安倍首相は 11 月 1 日の国会で、「1965 年の日韓請求権協定で解決済みの問題。国際法に照らせば、ありえない判断だ」と発言をしている。

そもそもの問題

1952 年の予備交渉から 14 年にわたる交渉の結果 1965 年に締結された日韓条約は、植民地支配に対する認識が日本と韓国の間では大きな隔たりがあり、その矛盾を解決しないまま締結したことが今も問題を引き起こしている。

韓国側は、1910 年の日韓併合条約を、武力を背景に強要したものであり、違法、不法で無効だと主張したが、日本政府は、当時の国際法、国際慣行に沿っていたし、各国とも朝鮮半島を日本領として承認していたから合法であるとの立場だ。
日韓基本条約の、第2条は、「1910 年 8 月 22 日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。」とし、「無効の対象」について、韓国は「1910 年 8 月 22 日以前に大日本帝国と大韓帝国とのあいだで締結されたすべての条約及び協定」といい、日本は「1910 年条約」だけだという。無効の時期は、韓国は「当初から」、日本は「当初は有効だったが、1948 年 8 月 15 日の対韓民国政府樹立により失効」したとする。日本は「現時点ではもはや無効」という。解釈の根拠について、韓国は「日本の侵略主義の所産」、日本は「正当な手続き、対等な立場」だといい、「35 年の支配の性格」について韓国は「不法強占」といい、日本は「合法支配」だという。

つまり、歴代日本政府の姿勢は一貫して朝鮮植民地支配を謝罪するどころか正当化するものであった。それは条約締結の交渉過程でもたびたび問題になり、特に第 3 次会談では、外務省参事の久保田寛一郎外務省参事の「もし韓国併合 36 年間の賠償要求を出していれば、日本としては、総督政治のよかった面、例えば禿山が緑の山に変った、鉄道の敷設、港湾の建設、米田が非常に殖えたことなどをあげて韓国側の要求と相殺したであろう」という発言に対して、韓国側は激しく反発し交渉は中断した。

ところが、1965 年軍事クーデターで大統領になった朴チョンヒ大統領は、外貨資金により国内の経済的基盤を確立させたいという思惑によって日韓条約は締結され、基本条約が締結された。そして、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(日韓請求権並びに経済協力協定)など 7 つの協約や約定が結ばれ、無償 3 億ドル、有償 2 億ドル、民間供与 3 億ドルの「経済協力」が行われた。その 2 条には「国、国民(法人含む)の財産、権利、利益と、両国とその国民の間の請求権に関する問題は、完全かつ最終的に解決された」とあり、そのことをもって日本政府は賠償の必要はないと言っているのである。しかし、この本文の後に「前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならない」「5 億ドルは経済協力資金で、被害者救済に充ててはならない」という文章が書かれていた。これは、不当な植民地支配の賠償金ということを回避しようとする日本政府が、あくまでも「韓国独立の祝い金」として、経済協力資金という枠組みを主導したからだ。

個人の請求権は消滅していない

日本政府が言う、日韓請求権協定によって「完全かつ最終的に解決された」ということの解釈について、1965 年の日韓条約当時から政府は条約によって放棄したのは外国と交渉する国家の権利(外交保護権)のみで、個人の権利を消滅させるものではない」と主張していた。

1991 年 8 月 27 日の参議院予算委員会で、当時の柳井俊二外務省条約局長もこの問題で、「これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがいまして、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません」と答弁している。

こういった経緯を見ると、日本政府の主張がいかにご都合主義であることがわかる。また、この裁判はあくまで企業を相手の裁判である。中国人強制連行の、花岡裁判や西松建設の裁判では、企業側との和解で解決に向けた動きをしているが、こともあろうに政府は企業に対して圧力かけ和解に応じないように求めているのだ。

排外主義を克服しよう！

見てきたように、戦後日本は侵略戦争や植民地支配の本当の意味での反省も清算も賠償もしていない。それは単に歴代政権や政府が、というだけにとどまらずマスコミの言説や日本社会に根深く巣くう排外主義に表れていると言える。

朝鮮半島で大きな歴史の転換の動きを見せる中で、今こそ、歴史の清算と歴史修正主義を正す時だと思う。

3.1 独立運動 100 年を機に、韓国併合 100 年東海行動実行委員会では、「朝鮮半島とのつながり方を変えよう！キャンペーン」を取り組む。
課題は三つ。①日本の植民地支配の歴史事実を明らかにし、植民地支配の清算と歴史修正主義を正す。②在日韓国朝鮮人の権利保障と尊厳の回復を図る。③朝鮮半島へのつながり方を変えよう！の三つの柱を立てています。紙面が尽きたので②③は言及できないが同封の呼びかけ文を参照され、参加・賛同をお願いします。